# 第3次名寄市耐震改修促進計画



令和 4 年 3 月

※名 寄 市

# 【 目 次 】

第1章	計画策定の目的等 ——————————	<u> </u>
2.	計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	:名寄市の概況 ——————————	<b>—4</b>
2. 3.	位置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4 5 5
第3章	名寄市で想定される地震による被害状況 —————	<b>—</b> 6
2.	名寄市における地震発生の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4章	住宅・建築物の耐震化に係る現状・目標 —————	16
2.	特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
第5章	住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針 —————	2 6
	耐震化促進に向けた取り組み状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · 2 耐震化促進に向けた取り組み方針 · · · · · · · · · · · · · · · 2	
第6章	住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策 —————	2 8
2.	耐震化を進められる環境・体制づくり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第7章	法律に基づく指導・勧告・命令等	3 6
2.	耐震改修促進法に基づく指導等3建築基準法に基づく勧告または命令3所管行政庁との連携3	6
第8章	計画の推進に関する事項 —————————	3 7
2.	耐震化促進に向けた各主体の役割 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8

#### 第1章 計画策定の目的等

#### 1. 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。平成18年1月には、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化を定めた法改正とともに、住宅・建築物の耐震化率の目標等を定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本的な方針」という。)」が示されました。

これを受けて、北海道では平成18年12月に北海道耐震改修促進計画を策定し、名寄市においても平成20年に名寄市耐震改修促進計画、平成28年には第2次名寄市耐震改修促進計画を 策定し、住宅・建築物等の耐震化の促進に取り組んできました。

また、平成28年4月の熊本地震、同年10月の鳥取県中部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など、全国各地で大地震が頻発しており、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により、建築物の損壊はもとより、多くの人命が失われる甚大な被害をもたらしました。

このことから、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、特に発生の切迫性が指摘されている南海トラフの巨大地震は東日本大震災を上回る被害が想定されるなど、地震対策が喫緊の課題となっています。

こうした状況や、耐震改修促進法及び基本的な方針の改正、北海道耐震改修促進計画の改定などを踏まえて、名寄市において引き続き、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による住宅・建築物の倒壊被害から、市民の生命及び財産に対する被害を未然に防止することを目的として、第3次名寄市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を策定します。

#### <計画策定までの主な背景>

#### 阪神・淡路大震災(H7.1)の教訓をふまえ、「耐震改修促進法(H7.10)」が制定

昭和56年以前の建築物(学校、老人ホーム、事務所、賃貸マンション等)の所有者に対し、必要があれば改修を指導・助言する。また、不特定多数利用の建築物(病院、百貨店、ホテル等)の所有者に対しては、指示・報告徴収・立入検査を行い、耐震改修の促進を図ることとした。



#### 耐震改修促進法の改正(H18.1改正法施行)

中央防災会議による 「地震防災戦略」を踏まえ、耐震改修促進法を改正し、平成18年に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について9割とする目標値を掲げ、建築物所有者の意識の向上と国・地方公共団体の支援制度の充実、強化といった基本的方向が示された。



#### 耐震改修促進法の改正(H25.11改正法施行)

建築物の耐震に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定多数の者が利用する建築物及び避難に配慮を必要とする者が利用する建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。

また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ペい率の特例措置が講じられた。



#### 基本的な方針の改正(H3O.12)

耐震化率の目標として、住宅及び多数利用建築物は令和2年までに95%、令和7年までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け建築物をそれぞれおおむね解消することが示された。



#### 耐震改修促進法の改正(H31.1改正政令施行)

避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建築物本体と同様に耐震診断の実施 及び耐震診断結果の報告が義務付けとなった。



#### 基本的な方針の改正(R3.12)

耐震化率の目標として、耐震性が不十分な住宅を令和12年までにおおむね解消、特に耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け建築物について、令和7年までにおおむね解消することが示された。

#### 2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項(「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努め るものとする。」)に基づいて策定します。

本計画の策定にあたっては、基本的な方針や耐震改修促進法、北海道耐震改修促進計画を踏まえるとともに、上位計画となる名寄市総合計画、関連計画となる名寄市強靭化計画、名寄市地域防災計画、名寄市公共施設等総合管理計画、名寄市立小中学校施設整備計画などとの整合を図ります。

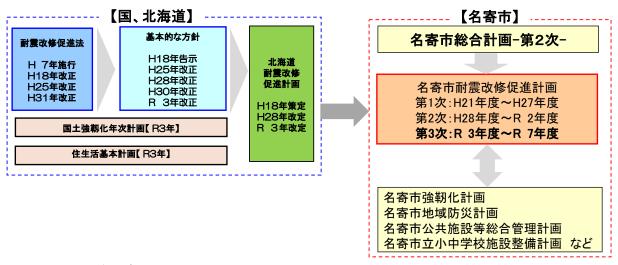


図 1-1 計画の位置づけ

#### 3. 計画期間

北海道耐震改修促進計画との整合を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画 期間とします。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを適宜行います。

#### 第2章 名寄市の概況

#### 1. 位置

名寄市は、平成18年3月に旧名寄市と旧風連町が合併して誕生し、市全体の面積は535.20km<sup>2</sup>となっています。

北海道北部の天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町・下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町に接しています。

名寄市は、北海道の北部に位置する交通の要衝地となり、北北海道の中心都市として発展してきました。

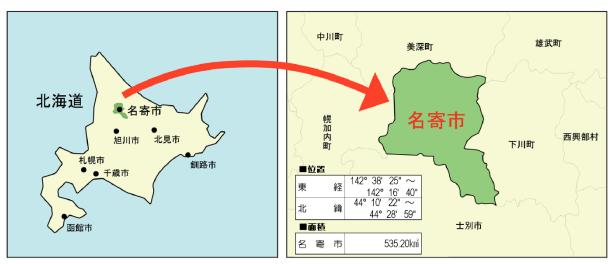


図 2-1 名寄市の位置

#### 2. 地勢及び気候

名寄市の地形は典型的な盆地を形成しています。東部は北見山地が南北に連なり、西部は雨龍山系に囲まれ、天塩川と名寄川の交流点に位置します。標高はおおよそ80m~987mの範囲となっています。

名寄市の気候は、内陸に位置するため寒暖の差が大きく、最低気温が年間を通して低く、特に 冬の寒さが厳しいという特徴があります。また、積雪は11月~4月の長期間にわたり、積雪量 の多い地域となっています。

#### 3. 地質

名寄市の地質は、天塩川と名寄川に挟まれた名寄市街地では表層に3m以下のシルト・粘土層、その下層に砂礫層が分布し、天塩川の西岸域(内淵~砺波)では厚さ5mになるシルト、泥炭層が分布している箇所があります。また、名寄市街地の南方(徳田~東風連)では、表層に厚さ5m程度の泥炭、粘土層が分布し、さらに南方の風連市街地までは、泥炭が優勢ですが、さらに南方にいくにしたがって泥炭が少なくなり、粘土層が優勢となります。

#### 4. 人口•世帯数

名寄市の人口は、昭和35年をピークに減少が続き、令和2年で27,282人となっており、 今後もさらなる減少が見込まれます。

名寄市の世帯数は、令和2年で12,725世帯となっており、昭和55年以降13,000世帯 前後とおおむね横ばいとなっています。

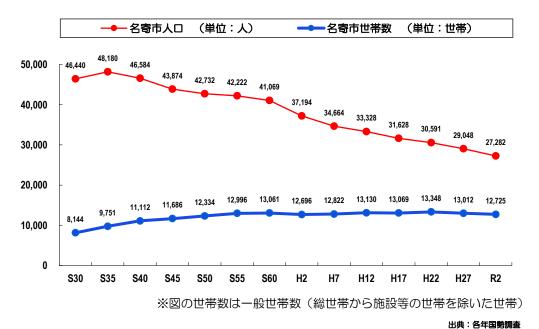


図 2-2 人口と世帯の推移

#### 第3章 名寄市で想定される地震による被害状況

#### 1. 名寄市における地震発生の概要

北海道は日本の中でも活火山の数が一番多く、また、地震の多い地域として知られていますが、 名寄市を含めた上川総合振興局管内は、地震発生が非常に少ない地域です。

名寄市で観測した地震は、気象台観測開始以降、震度4以上はなく、近年では十勝沖地震(平 成15年)、北海道胆振東部地震(平成30年)の震度3が最大となっています。

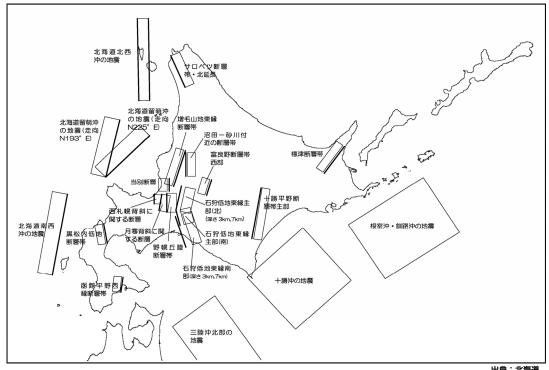
#### 2. 名寄市における地震の想定

本計画で設定する地震は、北海道が実施した地震被害想定調査(以下「北海道地震被害想定調 査」という。)及び中央防災会議(内閣府)による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する 専門調査会(平成18年1月)(以下「中央防災会議」という。)において公表されている「全 国どこでも起こりうる直下の地震」を想定します。

#### (1) 北海道地震被害想定調査における想定地震

北海道では、北海道地域防災計画に基づき、30の地震を想定しており、そのうち被害想定を 行う地震として、24地震54断層モデルを選定しています。

名寄市においても、24地震54断層モデル(図3-1)を対象に震度予測を行った結果 (表3-1)、「サロベツ断層帯(北延長)」と「北海道留萌沖(走向N225°E)」で計測震 度(計測震度と気象庁の震度階級との関係は表3-2に示す)が最大となったことから、これらの 地震を想定した揺れやすさマップを作成します。



出典:北海道

図3-1 北海道地震被害想定調査における想定地震

表 3-1 北海道地震被害想定調査における想定地震 (計測震度 5 以上のものを抜粋)

地震名名称	モデル	計測震度
十勝平野断層帯主部	45_5	5.10
	30_2	5.55
	45_1	5.23
増毛山地東縁断層帯	45_2	5.56
	45_3	5.14
	45_4	5.47
	30_3	5.34
	30_4	5.12
沼田-砂川付近の断層帯	45_1	5.24
	45_3	5.32
	45_4	5.10
  サロベツ断層帯(北延長)	30_2	5.59
プロペン断層帯(北延氏)	30_3	5.29
十勝沖		5.37
  北海道北西沖	No.2	5.54
化海足心四/下	No.5	5.36
北海道留萌沖(走向N193°E)	No.1	5.13
北海道留萌沖(走向N225°E)	No.2	5.59

出典:北海道

表 3-2 計測震度と気象庁の震度階級との関係

気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度5弱	震度5強	震度 6 弱	震度6強	震度7
計測震度	~4.4	4.5~4.9	5.0~5.4	5.5~5.9	6.0~6.4	6.5~

出典:気象庁 HP

なお、9ページ以降に記載する揺れやすさマップは、メッシュ毎に計算した震度を町内会に置き換えて表示したものであるため、大字町丁目界全域が表示される震度で揺れるわけではありません。

#### 表 3-3 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録され る。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわ ずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある 食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒 れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、 揺れに気付く人がいる。
5	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたい と感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある 食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの 悪い置物の大半が倒れる。固定していない家 具が移動することがあり、不安定なものは倒 れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難 しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが 多くなる。テレビが台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れる ものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6	立っていることができず、はわないと動くことが できない。揺れにほんろうされ、動くこともでき	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	ず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり 倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物 がさらに多くなる。補強されているブロック塀も 破損するものがある。

	<u> </u>	Į.			受けるののところ。	
震度	木造建物	勿(住宅)	鉄筋コンクリ	リート造建物	地盤・斜面	i等の状況
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	-	壁などに軽微なひび 割れ・亀裂がみられ ることがある。	1	-	亀裂(規模の小さい	落石やがけ崩れが
5 強	-	壁などにひび割れ・ 亀裂がみられること がある。	-	壁、梁(はり)、柱など の部材に、ひび割れ・ 亀裂が入ることがあ る。	地割れ)や液状化が 生じることがある。	発生することがあ る。
6 弱	壁などに軽微なひび 割れ・亀裂がみられ ることがある。	壁などのひび割れ・ 亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび 割れ・亀裂が入ること がある。 瓦が落下したり、建 物が傾いたりすること がある。倒れるものも ある。	壁、梁(はり)、柱など の部材に、ひび割れ・ 亀裂が入ることがあ る。	壁、梁(はり)、柱など の部材に、ひび割れ・ 亀裂が多くなる。	地割れが生じること がある。	がけ崩れや地すべ りが発生することが ある。
6 強	壁などにひび割れ・ 亀裂がみられること がある。	壁などに大きなひび 割れ・亀裂が入るも のが多くなる。 傾くものや、倒れるも のが多くなる。	壁、梁(はり)、柱など の部材に、ひび割れ・ 亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱など の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂 がみられることがあ る。 1階あるいは中間階 の柱が崩れ、倒れる ものがある。	大きな地割れが生じ ることがある。	がけ崩れが多発し、 大規模な地すべり や山体の崩壊が発
7	壁などのひび割れ・ 亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるも のがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱など の部材に、ひび割れ・ 亀裂がさらに多くな る。 1階あるいは中間階 が変形し、まれに傾く ものがある。	壁、梁(はり)、柱など の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂 が多くなる。 1 階あるいは中間階 の柱が崩れ、倒れる ものが多くなる。	- ∞-⊂11.00.40°	生することがある。

#### ① サロベツ断層帯(北延長)の地震

名寄市で想定されるサロベツ断層帯(北延長)による揺れやすさマップを作成すると、図3-2に示すとおりとなります。

その結果、市内の北側を除く大部分で震度5弱~5強、市内の北側では一部震度6弱の揺れが発生することが想定されます。

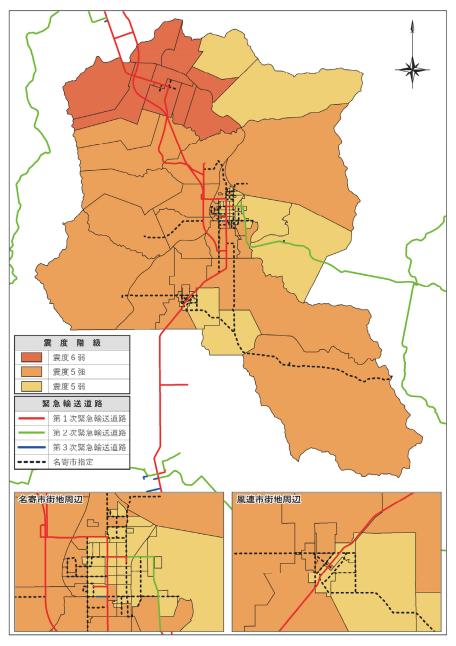


図 3-2 サロベツ断層帯(北延長)の地震による揺れやすさマップ

#### ② 北海道留萌沖(走向N225°E)の地震

名寄市で想定される北海道留萌沖(走向N225°E)の地震による揺れやすさマップを作成すると、図3-3に示すとおりとなります。

その結果、市内の広範囲で震度5強から震度6弱(一部は震度5弱)の揺れが発生することが 想定されます。

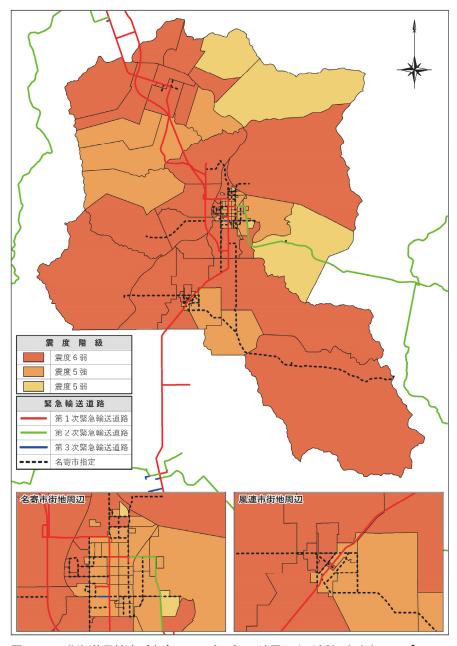


図3-3 北海道留萌沖(走向N225°E)の地震による揺れやすさマップ

#### (2) 全国どこでも起こりうる直下の地震(中央防災会議)

北海道では、他の都府県と比べ明治以前の歴史資料や地震による液状化の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にあります。

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない場所で起こることが想定される地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」といい、地震の規模の上限として、過去の事例(マグニチュード6.5以下はほとんどみられない)や、防災上の観点(全ての地域でいつ地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要)から、マグニチュード6台の最大である6.9を想定しています。

名寄市では、中央防災会議と同様に、全国どこでも起こりうる直下の地震として、マグニチュード6.9の地震を想定します。

名寄市で想定される全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさマップを作成すると、図3-4に示すとおりとなります。その結果、市内全域で震度6弱の揺れが発生することが想定されます。

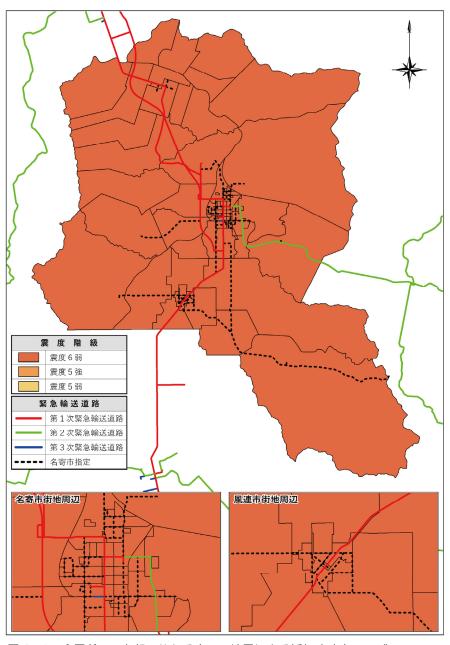


図 3-4 全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさマップ

#### 3. 建築物・人的被害の想定

#### (1) 名寄市における被害想定の地震の設定

本計画で被害を想定する地震は、前述した北海道地震被害想定調査の「サロベツ断層帯(北延長)の地震」、「北海道留萌沖(走向N225°E)の地震」、中央防災会議の「全国どこでも起こりうる直下の地震」から、市内のいずれの地域でも計測震度が最も大きくなる「全国どこでも起こりうる直下の地震」を設定します。

#### (2)被害の想定方法

被害の想定方法については、過去の地震被害に基づいた経験的な手法を採用しています。

建築物被害の想定については、地域ごとに想定される震度をもとに、構造別・建築年次別の被害率と地域の建築物棟数を掛け合わせて合算することで、全壊棟数、半壊棟数が算出されます。

また、人的被害の想定については、死者数は全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式から、 負傷者数は建築物被害率と負傷者率の関係から算定します。

具体的には、北海道立北方建築総合研究所からの「揺れやすさマップの震度データを利用した 人的・建築物被害の計算」を用いて、以下の図3-5に示す流れで被害状況の算定を行います。

以上のように、建築物の被害や死傷者の発生割合が分かる被害想定マップを市民に示すことは、 自らの居住地をマップで明確に認識し、地震時の危険性を身近に感じることによって、市民の防 災意識を高める有効な手段となります。

注)「全壊」とは、建築物全部が倒壊または、建築物の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの

「半壊」とは、建築物の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

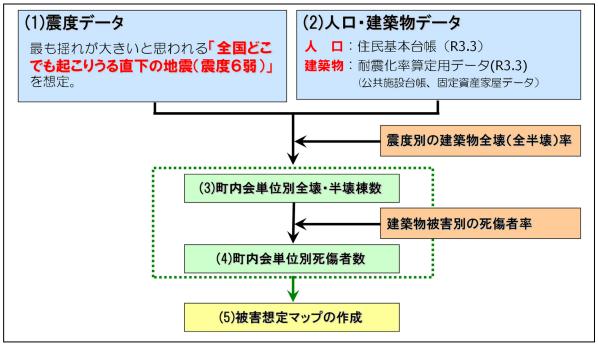


図 3-5 被害想定の流れ

#### (3) 建築物の被害想定

名寄市において想定される地震での建築物被害は、10,870棟のうち全壊棟数が68棟(0.6%)、半壊棟数が474棟(4.4%)、全半壊棟数(全壊と半壊の合計)が542棟(5.0%)と想定されます。

また、地域別の被害想定を示すと、全壊する建築物の割合は図3-6に、全半壊する建築物の割合は図3-7のようになります。

全壊する建築物の割合については最大の地域でも2%程度ですが、全半壊する建築物の割合になると、多くの地域で5%以上の被害率となり、一部地域で最大12%程度となります。

なお、この建築物被害は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する 被害は含まれていません。

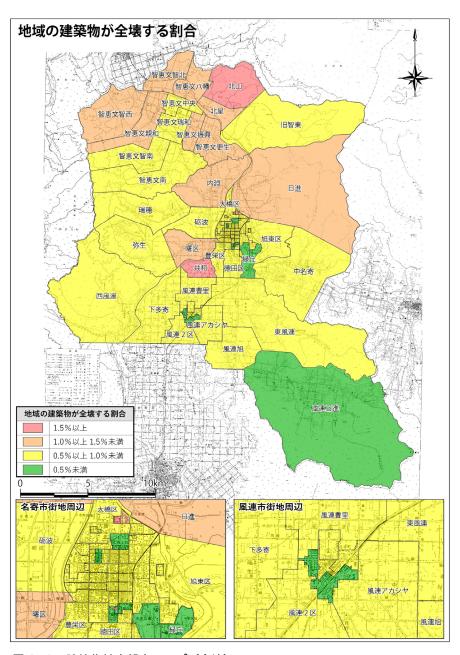


図 3-6 建築物被害想定マップ(全壊)

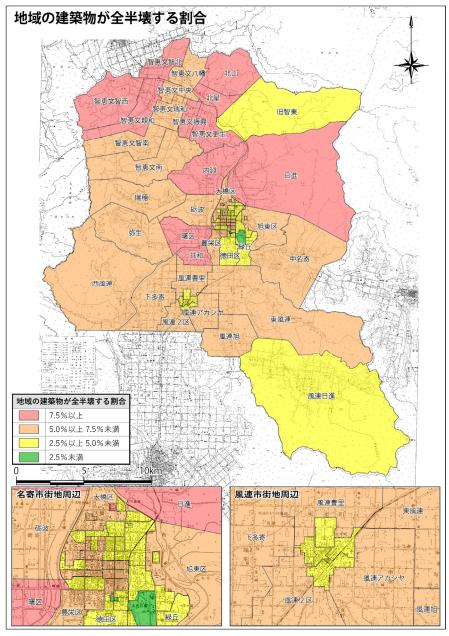


図 3-7 建築物被害想定マップ(全半壊)

建築物被害想定マップは、想定される地震による震度の揺れ(名寄市においては震度6弱)となった場合に、その地域単位ごとの全体で建築物被害がどの程度生じるかの評価をあらわしています。また、昭和56年以前に建築された建築物が多い地域は、一般的に建築物被害率の数値が大きくなります。

#### (4) 人的被害想定

名寄市において想定される地震の人的被害は、26,708人のうち死者数が1人(0.004%)、負傷者数が88人(0.3%)、死傷者数(死者数と負傷者数の合計)が89人(0.3%)発生することが想定されます。

また、地域別の被害想定を示すと、死傷者数の割合は図3-8のようになり、死傷者率は最大の地域でも1%未満となっています。

なお、この被害想定は、建築物被害に準じて想定しており、地震の揺れによる被害を示し、火 災や液状化などに起因する被害は含まれていません。また、想定地震の発生時刻としては、負傷 者数が最大になると考えられる屋内人口の多い夜間を想定しています。

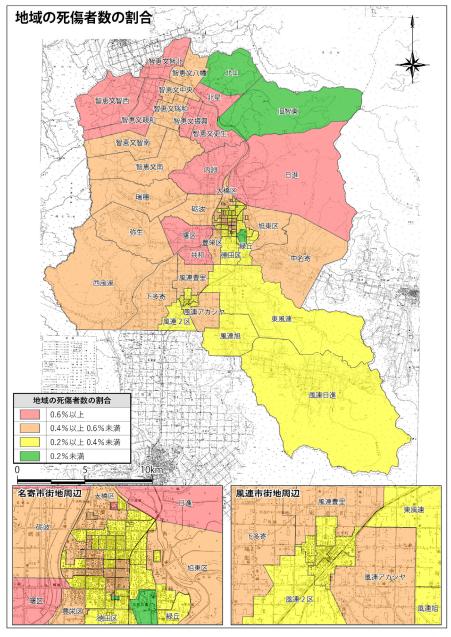


図 3-8 人的被害想定マップ

#### 第4章 住宅・建築物の耐震化に係る現状・目標

#### 1. 耐震化率の推計方法

耐震化率の推計は、以下に示すデータと推計方法で実施します。

#### 【使用したデータ】

- •公共施設台帳(令和3年3月)
- ・ 固定資産家屋データ (令和3年3月)
- 住宅 土地統計調查 (平成30年)

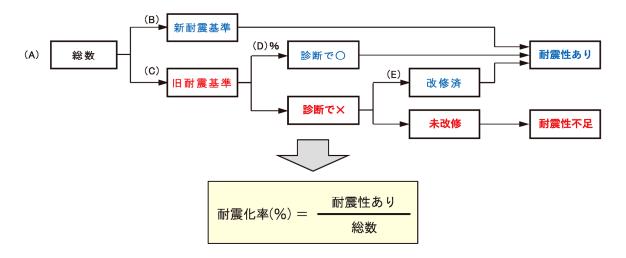
#### 【推計方法】

#### く住宅以外>

・改正建築基準法が施行された昭和56年を基準として、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された建築物は耐震性が不十分とし、昭和57年以降の建築物は耐震性を有するものとします。

#### く住宅>

- 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された住宅であっても、一定割合の住宅は耐震性を有しているものとして推計します。耐震性を有している一定割合の推計方法については、国から新たな耐震化率の推計方法が示されたことに伴い、名寄市においても国、北海道の考え方と整合させるため、新たな推計方法を採用しました。
- ・新たな推計方法では、住宅・土地統計調査(平成30年)の数値を用いて、「旧耐震基準で建設された住宅のうち、耐震性を有するものの割合」を算出します。ただし、名寄市の統計値では、一部のデータが得られないため、北海道の統計値を用いました。



出典:住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会

図 4-1 住宅の耐震化率の新たな推計方法

#### 2. 住宅の耐震化の現状と目標

#### (1) 住宅の耐震化の現状

令和2年度の住宅全体の耐震化率は79.4%、市有の住宅で97.0%、市有以外の住宅で78.3%となっており、市有の住宅に比べ、市有以外の住宅の耐震化率が低くなっています。いずれも平成27年度と比べて耐震化が進んでいる状況にありますが、住宅全体でみると令和2年度の目標値である95%には達していません。

また、北海道耐震改修促進計画における全道の住宅の耐震化率は90.6%となっており、**名寄** 市の住宅は全道に比べて約11%耐震化が遅れている状況です。

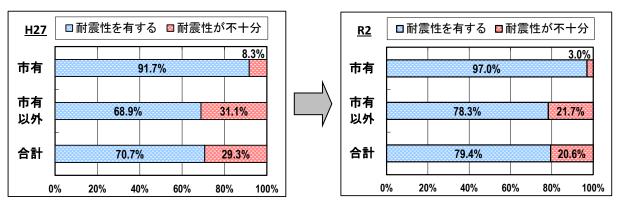


図 4-2 住宅の耐震化率の推移

表 4-1 住宅の耐震化率 (H27年)

		総数	S57年以降	S56年以前		耐震性を	耐震化率		
						耐震性有	耐震性不十分	有する	附展化平
	市有	戸建	106	51	55	13	42	64	60.4%
	111/19	共同	1,039	560	479	426	53	986	94.9%
/ <del>/</del> 古	小	計	1,145	611	534	439	95	1,050	91.7%
住宅	± <b>=</b> 10 M	戸建	9,039	3,590	5,449	1,308	4,141	4,898	54.2%
	市有以外	共同	4,590	3,726	864	769	95	4,495	97.9%
	小	計	13,629	7,316	6,313	2,077	4,236	9,393	68.9%
	合計		14,774	7,927	6,847	2,516	4,331	10,443	70.7%

表 4-2 住宅の耐震化率(R2年)

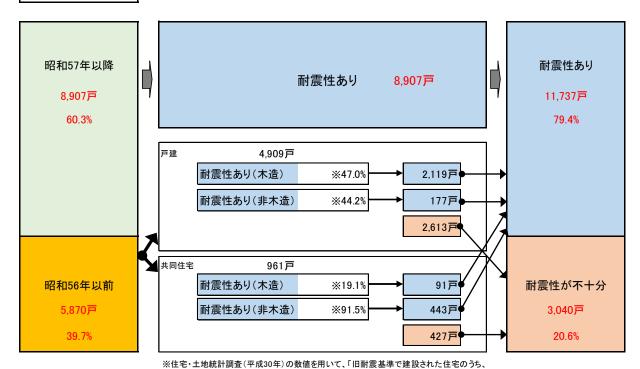
表 4-2 住宅の剛農化率(R2年)											
					総数	S57年以降	S56年以前			耐震性を	耐震化率
						耐震性有	耐震性不十分	有する	附及化平		
		三油	木造	34	30	4	2	2	32	94.1%	
	± <i>±</i>	戸建	非木造	20	8	12	5	7	13	65.0%	
	市有	共同	木造	54	52	2	0	2	52	96.3%	
		共回	非木造	800	608	192	176	16	784	98.0%	
<del></del>		小計	•	908	698	210	183	27	881	97.0%	
住宅		戸建	木造	8,222	3,717	4,505	2,117	2,388	5,834	71.0%	
	市有以外	广连	非木造	593	205	388	172	216	377	63.6%	
	川有以外	共同	木造	3,812	3,337	475	91	384	3,428	89.9%	
		共旧	非木造	1,242	950	292	267	25	1,217	98.0%	
	小計		13,869	8,209	5,660	2,647	3,013	10,856	78.3%		
	合	計		14,777	8,907	5,870	2,830	3,040	11,737	79.4%	

#### <住宅の耐震化率の算出方法>

- ・固定資産家屋データ等から住宅の築年別、構造別、戸建・共同住宅の戸数を把握
- ・上記のうち昭和56年以前の住宅については、戸建・共同住宅、木造・非木造ごとに、統計値から耐震化されている(耐震診断で耐震性有、改修済)住宅の割合を算出し、耐震性を有する戸数を試算

#### 令和2年度

住宅総数 14,777戸



耐震性を有するものの割合」を算出 (名寄市の統計値では、一部のデータが得られないため、北海道の統計値を用いた)

図 4-3 住宅の耐震化率の算出

#### (2) 住宅の耐震化の目標

名寄市における住宅の耐震化率の目標は、北海道の目標を勘案し、令和2年度の目標値を延長して令和7年度までに95%にします。

耐震化率の目標である 95%を達成するためには、**耐震性が不十分な住宅2,216戸のうち、** 1,478戸分(296戸/年)について耐震改修や建替えを実施する必要があります(図4-4)。

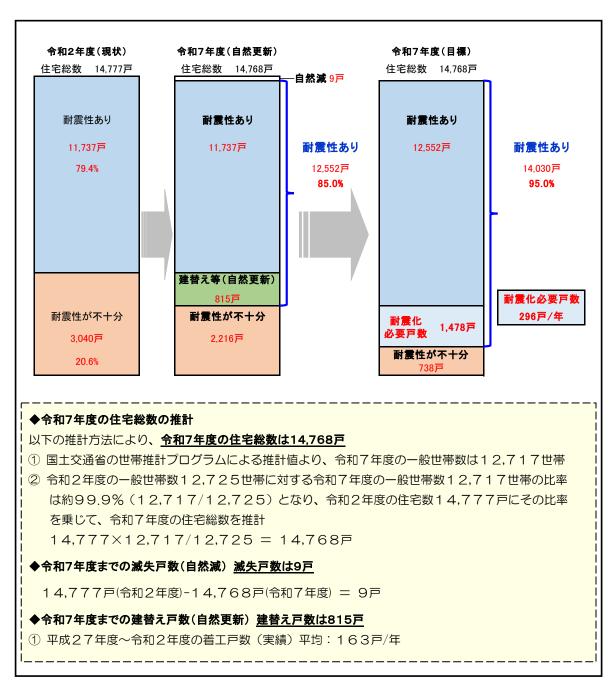


図 4-4 住宅の耐震化目標の推計

#### 3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

#### (1) 多数の者が利用する建築物

#### ① 耐震化の現状

多数の者が利用する建築物(以下、「多数利用建築物」という。)は、表4-4に示す建築物で、全体の耐震化率は77.9%、市有建築物で81.0%、市有以外の建築物で75.8%となっており、いずれも平成27年度と比べて耐震化が進んでいる状況にありますが、令和2年度の目標値である95%に達していません。

また、北海道耐震改修促進計画における全道の多数利用建築物の耐震化率は93.7%となっており、名寄市は全道に比べて約16%耐震化が遅れている状況です。

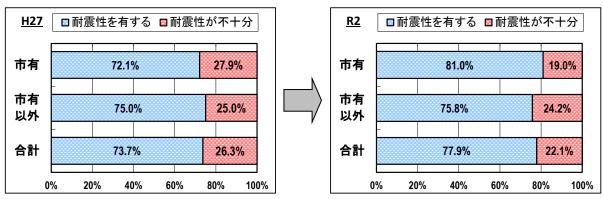
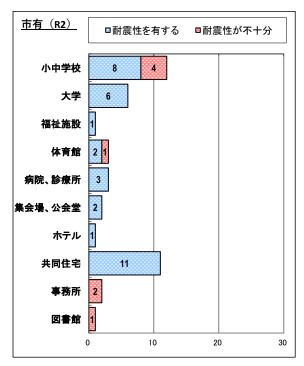


図 4-5 多数利用建築物の耐震化率の推移

表 4-3 多数利用建築物の耐震化率の推移

					単位:棟
		総数	耐震性を 有する	耐震性が 不十分	耐震化率
市有	H27	43	31	12	72.1%
叩有	R2	42	34	8	81.0%
++1116	H27	52	39	13	75.0%
市有以外	R2	62	47	15	75.8%
合計	H27	95	70	25	73.7%
百計	R2	104	81	23	77.9%



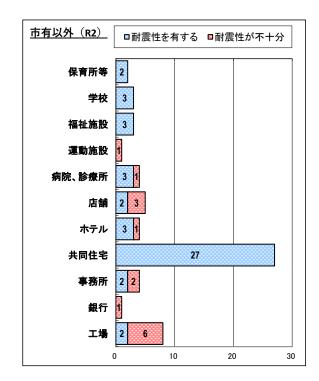


図 4-6 多数利用建築物の用途別の耐震化の状況

#### ② 今後の方針

重要性の高い耐震診断義務付け建築物(耐震改修促進法附則第3条)の耐震化に、重点的に取り組むこととして、多数利用建築物における具体的な目標の設定は行いませんが、以下の方針に基づき、引き続き耐震化の促進に努めます。

#### 【市有の多数利用建築物】

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の機能確保のため、早急に耐震化を進める必要があります。関連計画における事業の位置づけや、劣化度、財政状況を考慮しながら、計画的に耐震化の促進に努めます。

#### 【市有以外の多数利用建築物】

市有以外の多数利用建築物は、所管行政庁である北海道と連携して、所有者に対して耐震化に係る情報提供等を行いながら、耐震化の促進に努めます。

表 4-4 多数利用建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

規模	用 途
階数2以上 かつ500㎡以上	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所
	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援 学校
階数2以上 かつ1,000㎡以上	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類する もの
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他 これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	体育館
	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援 学校以外の学校
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所
	劇場、観覧場、映画館、演芸場
	集会場、公会堂
	展示場
	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	ホテル、旅館
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿
  階数3以上	事務所
かつ1,000㎡以上	博物館、美術館、図書館
	遊技場
	公衆浴場
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営
	む店舗
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で
	旅客の乗降又は待合の用に供するもの
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

#### (2) 危険物貯蔵等建築物

危険物貯蔵等建築物は、表4-5に示す建築物で、旧耐震基準の建築物は名寄市では1棟となっています。

これらの建築物については、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するために必要がある と認めるとき、所有者に対し、必要な指導・助言を行います。

表 4-5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

	他の対象場とは処理場の用述に供する建筑	対象となる数量
	火薬	10 t
	爆薬	5 t
	工業雷管、電気雷管	50万個
	銃用雷管	500万個
	信号雷管	50万個
	実包	50万個
	空砲	50万個
①火薬類	信管、火管	5万個
	導爆線	500km
	導火線	500km
	電気導火線	5万個
	信号炎管、信号火箭	2 t
	煙火	2 t
	その他の火薬を使用した火工品	10 t
	その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第	32条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定 数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物 <i>0</i>	D規制に関する政令別表第4備考	可燃性固体類 30 t
第6号に	こ規定する可燃性固体類又は同表	可燃性液体類 20m³
備考第8	号に規定する可燃性液体類	
<b>④</b> マッチ		300マッチトン*
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く)		2万 m <sup>3</sup>
⑥圧縮ガス		20万 m <sup>3</sup>
⑦液化ガス	Z.	2,000 t
⑧毒物及で	が劇物取締法第2条第1項に規定	毒物 20 t
する毒物	加又は同条第2項に規定する劇物	劇物200 t
(液体又	(は気体のものに限る。)	

<sup>※</sup>マッチトンはマッチの計量単位。 1 マッチトンは、並型マッチ( $56 \times 36 \times 17$ mm)で7,200個、約120kg

#### (3) 通行障害建築物

通行障害建築物は、都道府県または市町村が指定する地震時に通行を確保すべき道路の沿道にある図4-7に示す建築物で、旧耐震基準の建築物が名寄市では3棟となっています。

これらの建築物については、北海道と連携して、耐震診断及び耐震改修が行われるよう、所有者に対し、必要な指導・助言を行います。

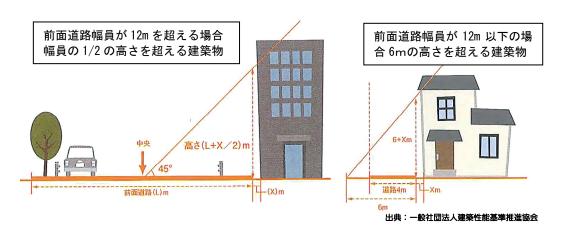


図 4-7 通行障害建築物(耐震改修促進法第 14 条第 3 号)

#### 〈地震時に通行を確保すべき道路〉

・北海道耐震改修促進計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路(北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 等策定協議会)を地震時に通行を確保すべき道路(耐震改修促進法第5条第3項第3号)とし て以下を指定しています。

第1次緊急輸送道路	北海道庁、地方中心都市及び重要港湾、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公 共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、 広域避難地等)を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

・名寄市においても、名寄市地域防災計画における地震時の指定緊急避難場所のほか、緊急輸送 に重要となる施設へのアクセスが可能となるよう、北海道が指定する道路を補完するように地 震時に通行を確保すべき道路(耐震改修促進法第6条第3項第2号)を指定しています。

## 4. 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状と目標

耐震診断義務付け建築物は、表4-6に示す建築物で、名寄市では名寄中学校、名寄東中学校の 2棟が対象になっています。これら2棟について、耐震診断の結果はいずれも耐震性が不十分だったため、耐震化が必要な状況にあります。

名寄市における目標は、国・北海道の目標を勘案して、令和7年度までに耐震性の不十分な建築物をおおむね解消することに努めます。

表 4-6 耐震診断義務付け建築物(耐震改修促進法附則第3条)

規模	用 途					
階数2以上かつ 1,500m <sup>2</sup> 以上	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所					
階数2以上かつ 3,000m <sup>2</sup> 以上	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校					
階数2以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに 類するもの					
階数に関係なく 5,000m <sup>2</sup> 以上	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)					
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設					
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					
	ホテル、旅館					
	博物館、美術館、図書館					
階数3以上かつ	遊技場					
5,000m <sup>2</sup> 以上	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの					
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の					
	乗降又は待合いの用に供するもの					
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般公					
	共の用に供されるものに限る)					
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
階数に関係なく	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(外壁又はこれに代わる柱					
5,000m <sup>2</sup> 以上	の面から敷地境界線までの距離が一定以下のものに限る)					

#### 第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

#### 1. 耐震化促進に向けた取り組み状況

第2次名寄市耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化率95%を目標に設定し、表5-1 に示す取り組みを通して、住宅・建築物の耐震化促進に取り組んできました。

#### 表5-1 第2次名寄市耐震改修促進計画における取り組み状況と課題

#### 1. 安心して耐震化を進められる環境・体制づくり

#### <施策の内容>

- (1) 耐震化促進のための環境整備
- (2) 名寄市が所有する多数利用建築物の計画的な耐震化の促進
- (3) 民間事業者等が所有する多数利用建築 物の耐震化の促進
- (4) 住宅の耐震化の促進
- (5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道 建築物の耐震化の推進

#### <主な取り組み状況>

- ・市の住宅相談窓口、市のホームページや パンフレットにより、補助制度・補助事 例などの情報提供
- 木造住宅に係る無料簡易耐震診断
- 木造住宅に係る耐震診断、耐震改修の補助事業
- 住宅相談員研修会での情報収集
- ・市主催のリフォーム補助事業者説明会の 中で耐震化に関する情報提供

#### <課題>

- ・住宅・建築物の耐震化が進んでいるが、全道と比較して遅れている。
- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度を設けているが、十分に活用されていない。

#### 2. 市民の意識啓発・知識の普及

#### <施策の内容>

- (1) 地震防災マップによる防災意識の向上
- (2) 耐震化に関する情報提供及び普及啓発
- (3) 市民向けのセミナー、出前講座等の開催(国・北海道との共催等)
- (4) 自治会、町内会等との連携

#### <主な取り組み状況>

- 市ホームページにて防災マップを公開、 チラシ全戸配布
- ・市の住宅相談窓口にパンフレットの設置、市のホームページや広報による情報提供
- ・防災セミナーの実施

#### <課題>

大きな地震や地震による被害が発生したことがないため、耐震化への意識が低い。

#### 3. 総合的な耐震化の促進

#### <施策の内容>

- (1) 非構造部材等の安全対策の促進
- (2) その他の安全対策の促進

#### <主な取り組み状況>

- 市ホームページやパンフレットによる 情報提供
- ・緊急輸送道路沿いのブロック塀調査

#### <課題>

・ 地震による様々な被害が想定される中、地震時の被害軽減に向けて、より一層の安全対策 が求められている。

#### 2. 耐震化促進に向けた取り組み方針

耐震化促進に向けた取り組み状況をふまえ、耐震化を進めるための取り組み方針を、以下のように整理します。

#### 1. 耐震化を進められる環境・体制づくり

- 相談窓口やホームページなどを整備して、補助制度や耐震改修事例、技術者名簿などの情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。
- ・民間事業者と情報を共有するなど連携を図り、民間事業者の知識・技術力が発揮できるように環境整備に努めます。
- 市有建築物については、多数利用建築物の耐震化を優先的に図ります。また、市の財政運営や各種施設整備計画、地域防災計画を考慮しつつ、計画的な耐震化を促進します。
- ・民間の多数利用建築物については、建築物の所有者に対して、耐震化を促すための周知を 図るとともに情報提供を行うなどの環境整備に努めます。
- ・木造住宅の所有者に対する耐震診断費用・耐震改修費用の助成やリフォーム工事にあわせた耐震改修への誘導など、住宅の耐震化を図ります。

### 2. 地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識の普及

- ・地震に対する心構えと防災意識の啓発を図ります。
- ・耐震化を進めるため、市民に向けて耐震化についての知識の普及を図ります。

#### 3. 安全対策の促進

・地震時における被害軽減のため、窓ガラス等の落下の防止、大規模空間の天井の脱落防止、 エレベーター内の閉じ込め防止、がけ地に近接する建築物の防災対策、ブロック塀等の倒 壊防止対策、家具転倒防止対策など、安全対策の促進に係る取り組みを進めます。

#### 第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

#### 1. 耐震化を進められる環境・体制づくり

#### (1) 耐震化促進のための環境整備

#### ① 市民に対する相談窓口の整備

名寄市は、北海道及び建築関係団体と相互に連携し、市民に対してきめ細かな相談対応を図る必要があります。そのため、現在設置している住宅相談窓口を活用し、市民からの耐震診断・耐震改修の方法や支援制度の相談などを受け付けます。また、北海道が行う関係団体等と連携した住宅相談員研修会への参加などにより、多様な相談に対応できるよう努めます。

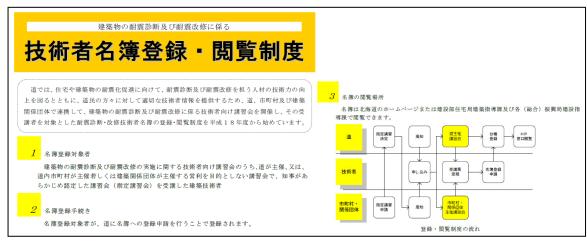
#### ② 耐震改修促進に関する情報提供等による民間事業者との連携

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、建築関係の民間事業者の協力による技術や知識の活用が不可欠となります。

名寄市は民間事業者に対し活用可能な助成制度等についての情報提供を行い、民間事業者が日常業務の中で、市民に耐震診断の実施や建築物の耐震改修工事を提案しやすい環境を整備します。また、市民が安心して耐震化を進めることができるよう、耐震診断・耐震改修を行う技術者の育成を図るため、民間事業者に対し、北海道や建築関係団体等と連携して講習会等の実施に努めます。

#### ③ 耐震診断・耐震改修技術者の登録・リストの公表

市民が耐震化を進める際に、信頼できる技術者により安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるよう、技術者に関する情報提供を行います。北海道で実施している「建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者名簿登録・閲覧制度」の名簿の情報提供を行うとともに、建築関係技術者に講習会等の受講や技術者登録を促します。



出典:北海道

図6-1 技術者登録・閲覧制度

#### ④ 自治会、町内会等との連携

地震防災対策は、地域の実情に合った細かな取り組みが重要となります。地域において自治会 ・町内会等は、災害時対応において重要な役割を担うほか、平時においても地域における地震時 の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

名寄市は町内会等に働きかけ、地域における自主防災組織等の設置及び育成に努めます。

#### (2) 名寄市が所有する多数利用建築物の計画的な耐震化の促進

多数の者が利用する公共施設は、災害時の拠点施設や避難所としての役割を持つものも多く、 特に学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす場であるため、できるだけ早い時期に耐震化を 完了させ、安全性の確保に努める必要があります。

名寄市の財政運営や各種施設整備計画及び地域防災計画を考慮しつつ、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえて耐震化に係る優先度を検討し、関係部局が連携して計画的に耐震化に取り組みます。

#### (3) 民間事業者等が所有する多数利用建築物の耐震化の促進

耐震化の促進にあたっては、相談窓口での補助制度や耐震改修事例などの情報提供を行うなどの環境整備に努めます。また、所管行政庁である北海道と連携して耐震診断や耐震改修の必要性について、建築物の所有者へ周知するとともに、耐震化に係る指導・助言等を行います。

#### (4) 住宅の耐震化の促進

#### ① 無料簡易耐震診断の実施

名寄市では木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。これにより、所有者は住宅の地震に対する危険度を認識し、専門的な耐震診断の必要性を判断することができます。

#### ② 耐震診断費用、耐震改修費用の助成

住宅の耐震化は所有者が自ら積極的に進める必要がありますが、耐震診断・耐震改修等にかかる費用は経済的に大きな負担となります。そのため、名寄市では平成23年度から木造住宅に係る耐震診断と耐震改修の補助事業を実施しています。

事業の実施にあたっては、国や北海道の補助制度を活用し、効果的な補助事業となるよう努めます。

#### ③ リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導

住宅の耐震化にかかる費用は所有者にとって経済的に大きな負担であり、名寄市においては、 平成23年度から木造住宅の耐震改修等に係る補助事業を実施しておりますが、住宅の耐震化だけを目的とする改修は実施されにくい状況にあります。

リフォーム工事や増改築工事は、あわせて耐震改修を実施することにより、個々に工事を行う 場合と比較して、費用や工期の縮減が見込める場合があることから、市民が活用しやすい支援制 度の検討やリフォーム工事にあった耐震改修の工法の助言などを行います。

#### ④ 住宅の建替・除却等の促進

昭和56年以前の建築基準法の耐震基準で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合 もあり、建築後、少なくとも40年以上が経過し住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。こうしたことを踏まえ、住宅の建替えや住替えに伴う老朽化した既存住宅の除却の促進に努めます。

#### ⑤ 耐震改修促進税制の周知

平成18年度の国の税制改正により、耐震改修促進税制が創設されました。

この税制は既存住宅の耐震化促進を目的としたもので、一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除、固定資産税の減額を受けられる制度のため、制度改正の把握を行い、最新の情報提供に努めます。

#### ⑥ 長期優良住宅(既存住宅)の普及促進

新築だけでなく、既存住宅の長期優良住宅の増改築認定制度が平成28年から始まり、令和4年には増改築を伴わない既存住宅の認定制度も加わることで、リフォーム市場の活性化と既存住宅の流通促進がより一層期待されます。

この制度に基づき長期優良住宅として認定されるためには、劣化対策や耐震性、省エネルギー性などの所定の性能基準を満たすことが必要になっており、耐震性については新耐震基準に適合することが必須要件とされています。

国では、住宅の所有者や管理組合のほか、リフォーム工事施工業者が行う既存住宅の長期優良住宅化リフォームに対して、長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用の一部を補助する事業を実施しており、名寄市においても、住宅の耐震化を促進するために市民や事業者に対してこの補助事業や融資の優遇措置などの周知や情報提供を行います。

#### (5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の推進

通行障害建築物等は、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物及び建築物に附属するブロック塀等で、前面道路幅員に対し一定の規模以上である場合、地震による倒壊で道路を閉塞し、 避難等を困難とさせるおそれがあることから、北海道と連携して建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修が行われるよう指導・助言等を行います。

#### 2. 地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識の普及

#### (1) 地震防災マップによる防災意識の向上

これまで、名寄市において、大規模な地震は起きていないことから、耐震化は必要ないという 意見が相当数あり、地震の危険性の認識や耐震化の必要性の意識の低さが、耐震化の進まない要 因となっています。

地震に対する心構えと防災意識の向上を図るためには、名寄市で想定されている地震による地域ごとの揺れやすさの度合いや建築物の倒壊する危険性を、市民にわかりやすい地震防災マップとして提示することが有効です。

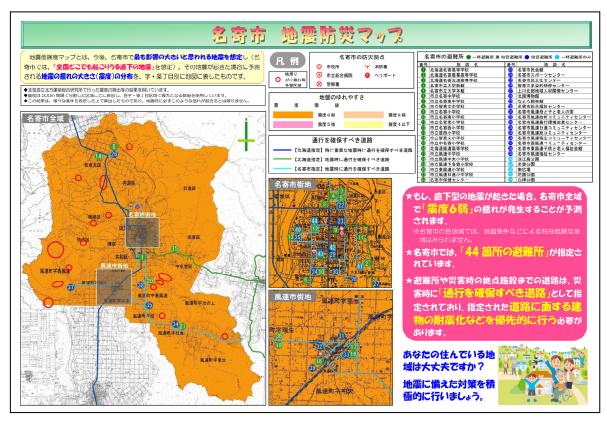


図6-2 普及啓発のパンフレットのイメージ

#### (2) 耐震化に関する情報提供及び普及啓発

#### ① 耐震改修、耐震診断に関する情報提供

市民が地震防災という意識を持って、主体的に耐震化に取り組めるよう、建築物の耐震化の普及・啓発に必要な情報提供を行います。建築物の耐震化の必要性、耐震改修の方法、支援制度の内容、日常における安全対策などについて、耐震改修促進法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター((一財)日本建築防災協会)発行等のパンフレットを相談窓口に用意するとともに、建築関係団体などと連携しながら、関係団体窓口や住宅関係のイベント等で配布するなど、建築物の耐震化の普及・啓発に努めます。また、名寄市ホームページや広報誌のほか、ラジオや新聞などの地域の情報媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。



図 6-3 情報提供のパンフレット

出典:(一財)日本建築防災協会

#### ② 耐震性能の表示制度の普及促進

平成25年に改正された耐震改修促進法では、地震に対する安全性を確保している建築物に対する認定制度が創設され、基準に適合していると認められた建築物の所有者は、その建築物及び広告等に「耐震認定マーク」を表示できます。この認定マークの表示により、建築物の利用者や建築物周囲の住民に安心感を与えるとともに、耐震性の確認及び確保する機運が高まり、耐震化の意識向上に繋がります。

また、住宅においても耐震性能を把握することは重要であり、一定の基準に基づいた住宅性能の評価を行うことにより、耐震性能の客観的な把握が可能な住宅性能表示制度は有効な手法と言えます。住宅売買時に、既存住宅取得者が耐震性能や減税措置の有無など、適切な情報を得た上で契約できるようにすることが望ましく、平成18年度から宅地建物取引業法で耐震診断結果が重要事項説明として追加されました。

このように、既存建築物の良質なストック形成のため、建築物の耐震性能が提示できる、または得ることができる環境の整備に努めます。



#### ■住宅性能表示制度 国に登録した住宅性能評価機関が住宅の性能を一定の基準 にもとづいて客観的に評価・表示する制度。これにより、ユ -ザーは安心して住宅の性能を比較することができる。 温熱環境・エネルギー消費量 (断熱等性能等級等級○) (一次エネルギー消費量等級 等級○ 等) 構造の安定 (耐震等級等級()等) 高齢者等への配慮 (高齢者等配慮 対策等級等級()) 防犯 —— (開口部の 侵入防止対 8 光·視環境 -火災時の安全 (耐火等級 等級○等) 空気環境 — (ホルムアルデヒド濃度測定等) 維持管理・更新への配慮 -劣化の軽減 (劣化対策等級 ○等) (維持管理対策等級等級○等)

※図は既存住宅の場合における性能表示事項

出典:一般社団法人住宅性能評価•表示協会

図 6-4 耐震認定マーク

図 6-5 住宅性能表示制度

#### (3) 市民向けのセミナー、出前講座等の開催

名寄市は、セミナー、出前講座、出前トークなどにより、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修 の必要性のほか、リフォームや増改築時の耐震改修の有効性などの耐震化に向けた知識や地震に 関する防災知識の普及に努めます。また、国、北海道、建築関係団体や防災関係機関等とも連携 して、市民のニーズに応じたセミナー等の内容の充実に努めます。

#### (4) 学校教育における防災教育

地震に対する意識の向上や地震の際に的確な行動ができるように、学級活動及びホームルーム 活動、学校行事等のほか、防災セミナーの開催により、児童・生徒の防災意識を高める取り組み を検討します。

#### 3. 安全対策の促進

これまでの住宅・建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や 非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。名寄市は、住宅・建築物の耐震 化とあわせて、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井脱落対策、 エレベーターの閉じ込め対策、がけ地等の安全対策など、地震時の建築物の安全対策を総合的に 推進していきます。

#### (1) 非構造部材等の安全対策の促進

#### ① 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建築物の所有者に対し改善指導を行います。

#### ② 大規模空間の天井の脱落防止対策

平成15年の十勝沖地震や平成23年の東日本大震災では大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、平成25年に国で新たな基準等が定められたことから、 建築物の所有者に対し、安全性の確保を図るよう指導します。

#### ③ エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められる などの被害が発生しています。このような被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄 階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時の エレベーター使用に係るリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導します。

#### (2) その他の安全対策の促進

#### ① がけ地に近接する建築物の防災対策

名寄市内には、北海道が指定した土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域がありますが、地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、大きな被害が想定されます。がけ地に近接する建築物の所有者や使用者に対して、これらの区域の危険性を周知するなど、防災対策に努めます。

#### ② ブロック塀等の倒壊防止対策

地震による石塀、ブロック塀等の倒壊を防止するため、既存のブロック塀等にあっては点検及 び補強の指導を行うとともに、新たに施工し、または設置する場合には、施工・設置基準を遵守 させるなど、安全性の確保を図るよう指導します。

#### ③ 家具転倒防止対策、防災ベッド等の安全な家具等に関する情報提供

阪神・淡路大震災では、家具等の転倒による死傷者が多く発生しました。住宅・建築物の耐震化が実施されていても、家具等の転倒が死傷の原因となり、避難に支障が生じることが考えられます。

家具等の転倒防止は、一般市民でも簡易に実施できる場合が多く、少ない費用負担で実施できるものも多くあるため、名寄市ホームページやパンフレット等を活用して、家具等の転倒防止に関する情報提供に努めます。

また、地震による家屋の倒壊や家具の転倒から生命を守ることができるよう、防災ベッド、防災シェルターなどの安全な場所を確保する家具等についての情報提供にも努めます。

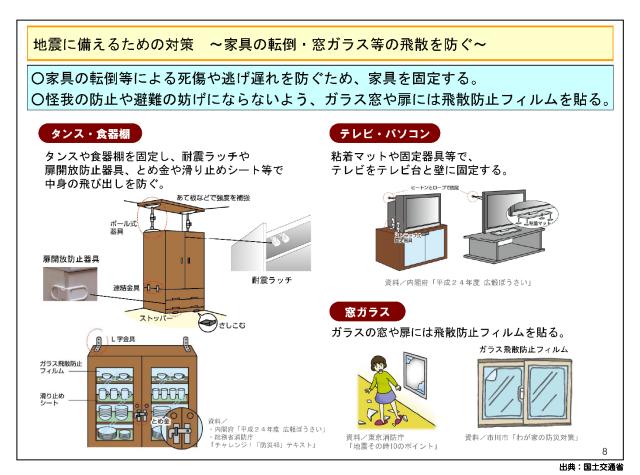


図 6-6 家具転倒防止対策の例

#### 第7章 法律に基づく指導・勧告・命令等

#### 1. 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の 所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁\*は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けられている不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修 促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について は、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならな いものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるように指導・助言、指示 を行う必要性が高いものです。

このため、所管行政庁は、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、 建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わないものに対しては 必要な指示を行うこととします。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、そ の旨を公表することとします。

※所管行政庁:建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物は名寄市、それ以外の建築物は北海道が権限を 有する

#### 2. 建築基準法に基づく勧告または命令

所管行政庁が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられている大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行います。

また、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第3項の命令を行います。

#### 3. 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保 した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

名寄市は、全道住宅建築物耐震改修促進会議等の場を通じ、所管行政庁間で協議を行いながら 勧告・是正命令等の具体的な取り組み方針を定め、他の所管行政庁と連携を図って指導等を進め ます。

#### 第8章 計画の推進に関する事項

#### 1. 耐震化促進に向けた各主体の役割

#### (1) 市民(住宅・建築物の所有者)の役割

市民は、耐震化を進める主役として、自らの生命・財産を自ら守るべく、所有する住宅・建築物の耐震化の促進に努める必要があります。

また、住宅・建築物の耐震化は、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制など、自らにおける問題から名寄市全体の都市機能の保持に影響する問題になることから、所有する住宅・建築物が都市を構成する原単位であることを念頭に置き、耐震化に努める必要があります。

特に、多数利用建築物の所有者は、利用者の生命・財産の安全確保の観点からも、積極的な対策を講じる責務があります。

#### (2) 建築関係の民間事業者の役割

建築関係の民間事業者は、専門家の立場で技術的に市民を支援し、耐震化の促進に努める必要があります。住宅・建築物の耐震化において人命や財産に関わる責務があることを念頭に置き、市民や地域社会との信頼関係を築き、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストック形成のための情報発信や技術力向上に努める必要があります。

#### (3) 名寄市の役割

名寄市は、身近な基礎自治体として市民の取り組みを支援します。市民生活の安全・安心を確保するため、相談体制の整備や情報提供など、安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備、 地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

また、自ら管理する住宅・建築物の耐震化を計画的に取り組むことに努めます。

住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策等については、国や北海道と連携を図り、市民に対して支援を行う際には、国や北海道の補助制度を活用し、効果的な支援策となるよう努めます。

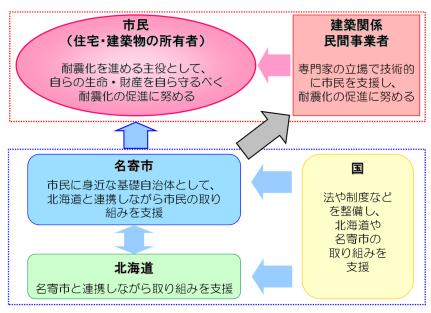


図8-1 各主体の連携

#### 2. 北海道、市町村及び関係団体との連携について

名寄市は、北海道やその他市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加し、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策や北海道、その他市町村及び建築関係団体等の取り組み等を協議・情報交換し、耐震化を推進していきます。

#### 3. 名寄市の計画推進体制について

本計画の推進にあたっては、名寄市の関係各部局が連携し、市有の公共建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。

# **■発 行**■

名寄市建設水道部建築課

〒098-0507 名寄市風連町西町196-1 TEL 01655-3-2511